

## タクシーの営業区域外旅客運送について

## 1. 営業区域外旅客運送の必要性について

新城市内では豊鉄バス（株）による路線バスのほか、市によるSバスの運行により公共交通網が構築されているが、個別輸送や面的交通、福祉、観光の面から、市全域にわたりタクシーの需要も見込まれる状況にある。

一方で、市内のタクシー事業者については、令和3年3月に新城交通(有)のタクシー事業を廃業に伴い、令和3年3月に豊鉄タクシー（株）が旧新城市に営業所を新設した。なお、豊鉄タクシー（株）に認められた営業区域は東三河南部交通圏（豊橋市、豊川市、田原市、蒲郡市、旧新城市）に限られるため、旧鳳来町、旧作手村での運送に対応できる事業者はカネタタクシー(有)のみであった。そのため当該地域におけるタクシーが不足する状況となったため、豊鉄タクシー（株）及び東栄タクシー(有)が、道路運送法第20条第2号に基づく営業区域外旅客運送の認定を受け、令和3年4月より、旧鳳来町、旧作手村での運送に対応している。

令和5年12月には、カネタタクシー(有)も事業を廃業し、旧鳳来町、旧作手村を含むタクシーの輸送力は回復していない。

このような状況下で、令和7年3月末をもって豊鉄タクシー（株）、東栄タクシー(有)の営業区域外運送の認定の期限を迎える。

上述のようにタクシーの需要が見込まれる中、市全域にわたりタクシーによる輸送力を確保するため、引き続き豊鉄タクシー（株）、東栄タクシー(有)による営業区域外運送の認定を受けられるように協議するものである。

## 2. 営業区域外運送の実績

## ■一般タクシーの輸送実績

豊鉄タクシー(株)		10月	11月	平均
	R5	44件	39件	41.5件
	R6	24件	35件	24.5件
営業区域外運送の見込み 年間約390件				
東栄タクシー(有)		R5(年間)		R6(4~10月)
	鳳来地区内	28件		3件
	鳳来地区~新城	2件		0件
	鳳来地区~その他	5件		5件

## ■高齢者福祉タクシー料金助成実績（健康福祉部高齢者支援課）

	R5年度 R5.4~R6.3	R6年度 R6.4~R6.11
高齢者福祉タクシー料金助成		
豊鉄タクシー(株)	4,027件	2,735件
東栄タクシー(有)	2件	-

■観光分野の潜在的需要

	R5 年度 R5. 4～R6. 3	R6 年度 R6. 4～R6. 11
(主要な資源)		
愛知県民の森	264, 197 人	119, 250 人
東海自然歩道	2, 253 人	1, 429 人
鳳来寺山	1, 773 人	955 人
鳳来ゆ～ゆ～ありいな	79, 495 人	52, 151 人

3. 営業区域外旅客運送の対象となる地域

鳳来地区、作手地区（別紙のとおり）

4. 営業区域外旅客運送を行う区域

豊鉄タクシー株式会社（7両） 鳳来地区、作手地区  
東栄タクシー有限会社（4両） 鳳来地区

5. 営業区域外旅客運送を行う期間

令和7年4月1日から2年間

(参考)

道路運送法第20条

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 2 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

現在の営業区域図



# 新 城 市 [大字地名] 全 図

## 【作手地区】

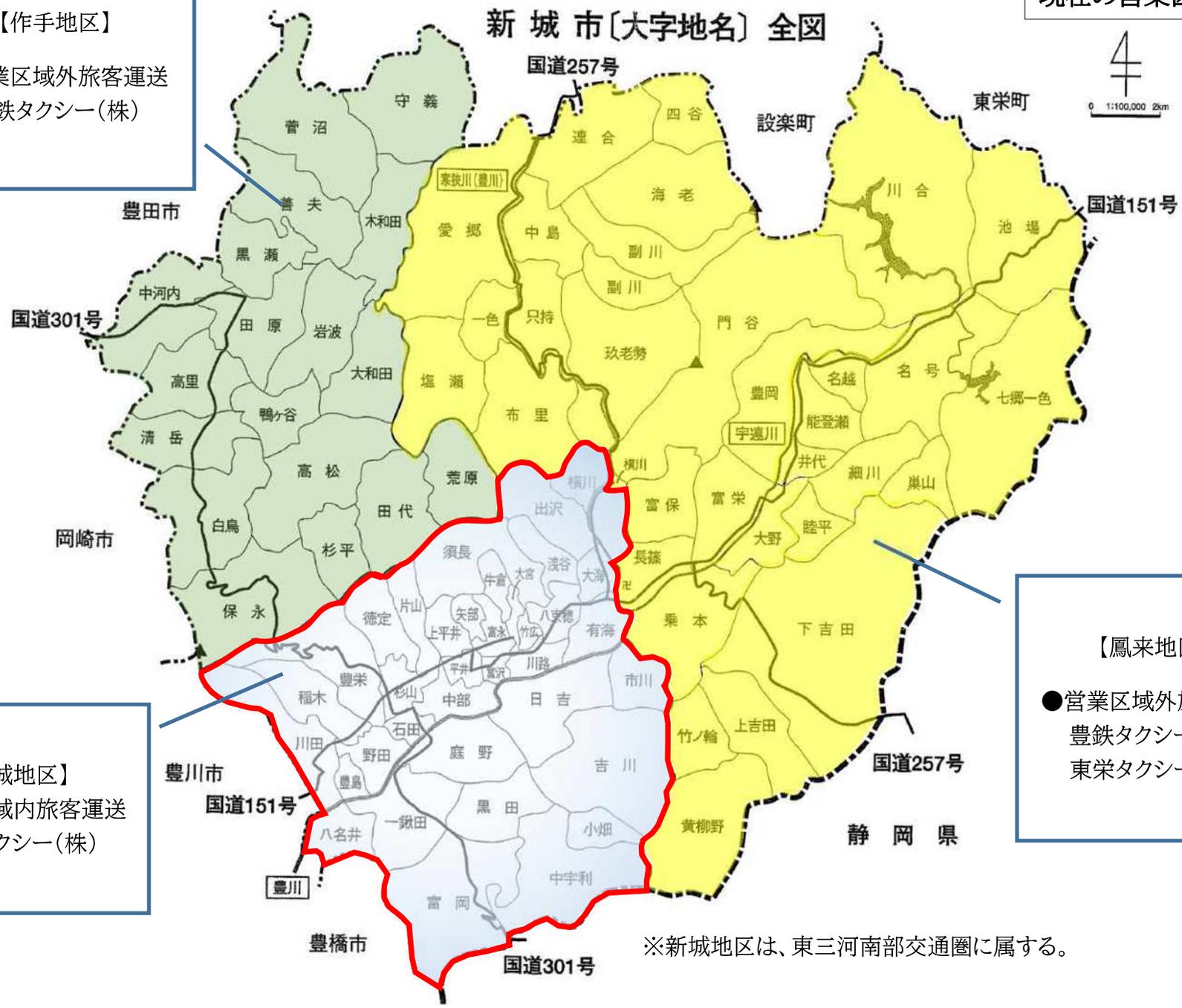
●営業区域外旅客運送  
豊鉄タクシー(株)

## 【鳳来地区】

●営業区域外旅客運送  
豊鉄タクシー(株)  
東栄タクシー(有)

## 【新城地区】

○営業区域内旅客運送  
豊鉄タクシー(株)



※新城地区は、東三河南部交通圏に属する。

営業区域外旅客運送が認められない場合

### 新 城 市〔大字地名〕 全図

